

令和4年度経営・就農支援センター運営委託プロポーザル審査要領

令和4年度経営・就農支援センター運営委託に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和4年度経営・就農支援センター運営委託プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 企画内容(40点)
- (2) 業務実績(10点)
- (3) 実施体制(40点)
- (4) 見積金額(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時: 令和4年5月27日(金) 10時から

場所: 高知県庁西庁舎3階 会議室

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化に関する法令等の諸制度及び本県の農業の担い手や就農希望者を取り巻く現状について十分な理解があり、説明することができるか ・ 支援対象者の多様な経営課題に対して、関係機関と連携して、経営改善方策等の提案及び実行支援を効果的かつ効率的に実施できるか ・ 就農希望者の相談に対して、関係機関と連携して、円滑な就農に必要なサポートを効果的かつ効率的に実施することができるか ・ 就農希望から経営継承まで切れ目無い相談体制の構築等、本業務の有効性が一層高まる提案がなされているか 	40
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似の業務実績はあるか ・ 県が求める要求水準を満たす能力はあるか 	10
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口として常設拠点が設置されているか ・ 業務を円滑に進めるための人員が確保されているか ・ 十分な能力と経験を有する責任者及び担当者を配置しているか ・ 専門人材等について、効果的かつ効率的に派遣することができる体制となっているか 	40
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の算出が適正か ・ 経費の支出内容が適正か ・ 事業執行が可能な金額であるか ・ 効果的な事業施行が見込まれる経費配分か 	10